

基本的な考え方

外国における第三者への提供の制限(第二十四条)

- 我が国と同等の個人情報保護水準と個人情報委員会規則で定めるもの以外の外国にある第三者に個人データを提供する場合、
 - ・あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取る、または
 - ・当該第三者が個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備する必要がある。

<産業界の考え方>

クラウド活用等によるデータの越境利用がもたらす便益を損ねない観点から、委員会規則に注目。

経団連・米国商工会「日米インターネット経済対話における越境データ流通事例集」



建設機械の遠隔モニタ監視



娯楽ネットワーク



製造プラントの越境遠隔監視、制御



農業プラントの遠隔モニタ、制御



遠隔監視による管理物流



センサー監視による温度管理物流



電気自動車電池の遠隔モニタ管理



巨大船舶の遠隔モニタ管理



仮想空間における人間行動の分析



野生動物の遠隔監視

基本的な考え方

第三者提供に係る記録の作成等(第二十五条) 第三者提供を受ける際の確認等(第二十六条)

(第二十五条)

- 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(第二十六条)

- 個人情報保護取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

<産業界の考え方>

過度な事務負担になることを懸念。委員会がどのような規則でこの条文を執行するのか注目。